

*自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（抜粋）

（総合計画）

第7条 市町村は、第五条第一項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合計画の対象とする区域
- 二 総合計画の目標及び期間
- 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その整備に関する事業の概要
- 四 第五条第二項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置
- 五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
- 六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
- 七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項

3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第二項第三号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第五条第四項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第二項第四号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。

5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。

7 総合計画において第二項第三号の主要な自転車等駐車場の設置主体となつた者及び同項第四号の設置協力鉄道事業者となつた者は、総合計画に従つて必要な措置を講じなければならない。

（自転車等駐車対策協議会）

第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるた

め、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

- 2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。
- 4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(平五法九七・追加)

*新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例 (抜粋)

第5章 総合計画 (総合計画の策定)

第37条 区長は、自転車等の駐輪対策を総合的かつ計画的に推進するため、新宿区自転車等駐輪対策協議会の意見を聴いて、法第7条第1項に規定する総合計画として自転車等の駐輪対策に関する総合計画(以下「総合計画」という。)を定めるものとする。

2 区長は、総合計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

(平11条例23・旧第36条繰下、平20条例66・一部改正)

第6章 自転車等駐輪対策協議会 (平20条例66・改称)

(設置)

第38条 自転車等の駐輪対策に関する重要事項を調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区自転車等駐輪対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、法第8条第1項の規定に基づく自転車等駐車対策協議会とする。

3 協議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するほか、区長に対して、意見を述べることができる。

(1) 総合計画に関すること。

(2) その他自転車等の駐輪対策に関する重要事項

(平11条例23・旧第37条繰下、平20条例66・一部改正)

(組織)

第 39 条 協議会は、25 人以内の委員で組織する。

2 協議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 区内関係団体の構成員
- (4) 鉄道事業者等関係機関の職員
- (5) 警察、道路管理者(道路法第 18 条第 1 項に規定する道路管理者をいう。)等関係行政機関の職員
- (6) 区職員

4 前 3 項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 11 条例 23・旧第 38 条繰下、平 20 条例 66・一部改正)

*新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例 施行規則 (抜粋)

第 5 章 自転車等駐輪対策協議会

(平 21 規則 2・章名追加)

(組織)

第 36 条 条例第 39 条第 3 項各号に掲げる新宿区自転車等駐輪対策協議会(以下「協議会」という。)の委員の数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 学識経験者 4 人以内
- (2) 区民 2 人以内
- (3) 区内関係団体の構成員 6 人以内
- (4) 鉄道事業者等関係機関の職員 6 人以内
- (5) 警察、道路管理者(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項に規定する道路管理者をいう。)等関係行政機関の職員 6 人以内
- (6) 区職員 1 人

(平 11 規則 61・旧第 28 条繰下・一部改正、平 20 規則 140・一部改正、平 21 規則 2・旧第 29 条繰下・一部改正)

(会長及び副会長)

第 37 条 協議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は委員の互選によ

り定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平 11 規則 61・旧第 29 条繰下、平 21 規則 2・旧第 30 条繰下)

(会議)

第 38 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会議は公開を原則とする。ただし、協議会が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

5 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させて、意見を聴くことができる。

(平 11 規則 61・旧第 30 条繰下、平 21 規則 2・旧第 31 条繰下)

(庶務)

第 39 条 協議会の庶務は、みどり土木部交通対策課において処理する。

(平 11 規則 61・旧第 31 条繰下・一部改正、平 15 規則 18・平 20 規則 40・一部改正、平 21 規則 2・旧第 32 条繰下)